

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35に定める報酬、賞その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間200万円以内とする。
- 3 この法人の理事長及び理事長の命を受けた役員及び評議員が、会議出席以外で法人及び施設の運営のために業務に就いた場合の報酬は、別表3「役員の報酬及び実費弁償費」に定めるとおりとする。
- 4 この法人の常勤理事の報酬月額、別表「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 5 常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。ただし、業務執行理事及び職員と兼務する役員などで給与の支給を受けている役員については、無報酬とする。
- 6 非常勤理事・監事に対する報酬は、別記1「非常勤理事・監事の報酬」に定める額とする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

#### (費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

#### (報酬等の支給日)

第6条 理事長及び常勤役員の報酬等は、毎月28日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### (補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は平成29年6月10日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 常勤理事俸給表

単位：円

号	月額	号	月額	号	月額	号	月額	号	月額	号	月額
1	375,900	10	399,700	19	419,900	28	434,200	37	446,100	46	452,900
2	378,600	11	402,200	20	422,000	29	435,600	38	446,900	47	453,700
3	381,300	12	404,700	21	423,900	30	436,900	39	447,700	48	454,500
4	384,000	13	407,000	22	425,500	31	438,200	40	448,500	49	455,100
5	386,600	14	409,200	23	427,100	32	439,400	41	449,100	50	455,900
6	389,300	15	411,400	24	428,700	33	440,800	42	449,900	51	456,700
7	392,000	16	413,600	25	430,300	34	442,100	43	450,700	52	457,500
8	394,700	17	415,700	26	431,600	35	443,400	44	451,500	53	458,100
9	397,300	18	417,800	27	432,900	36	444,700	45	452,100	54	

業務執行理事及び職員との兼務役員については支給しない。

## 別記1 非常勤理事・監事の報酬

非常勤理事：理事会・評議員会出席の都度（1人一律支給）

	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬	5, 157円	支給しない
評議員会出席報酬	5, 157円	支給しない
理事会・評議員会以外の会議出席報酬	5, 157円	支給しない

同一日に開催された理事会・評議員会・その他の会議をともに出席した時は、理事会報酬のみの支給とする。

## 別記2 評議員の報酬

評議員会・理事会出席の都度（1人一律支給）

	報酬	実費弁償費
評議員会出席報酬	3, 100円	支給しない
理事会出席報酬	3, 100円	支給しない
理事会・評議員会以外の会議出席報酬	3, 100円	支給しない

同一日に開催された理事会・評議員会・その他の会議をともに出席したときは、評議員会報酬のみの支給とする。

## 別記3 役員の報酬及び実費弁償費

	報酬	実費弁償費上限
理事長業務報酬	20, 631円（日額）	5, 000円
役員業務報酬 監事指導報酬等	15, 473円（日額）	5, 000円
評議員業務報酬	3, 100円（日額）	5, 000円

業務報酬該当日に開催する理事会・評議員会・その他の会議に出席したときは、非常勤理事・監事の報酬並びに、評議員の報酬は支給しない。

交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。